

原子力発第23217号
令和 5年 9月27日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

放射線障害予防規程の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項の規定に基づく事前連絡を致します。

敬具

記

1. 変更の概要

- (1) 法令改正に伴う変更
- (2) 記載の適正化に伴う変更

2. 施行期日

令和5年10月 1日

以上

種 別	要領(原子力)
制 定	昭 51. 6. 1
実 施	昭 51. 6. 1
最終改正	令 5.10. 1
実 施	令 5.10. 1
公 布 者	原 子 力 部 長

伊方発電所放射線障害予防規程

四国電力株式会社

制 定：昭 51. 6. 1
第1次改正：昭 53. 12. 1
第2次改正：昭 54. 11. 20
第3次改正：昭 57. 3. 19
第4次改正：昭 59. 3. 1
第5次改正：平 元. 4. 1
第6次改正：平 5. 1. 20
第7次改正：平 5. 8. 1
第8次改正：平 6. 12. 15
第9次改正：平 8. 6. 24
第10次改正：平 9. 8. 1
第11次改正：平 13. 4. 1
第12次改正：平 16. 3. 1
第13次改正：平 17. 3. 1
第14次改正：平 17. 7. 25
第15次改正：平 18. 3. 1
第16次改正：平 21. 3. 1
第17次改正：平 22. 3. 1
第18次改正：平 23. 6. 29
第19次改正：平 27. 3. 1
第20次改正：平 29. 3. 1
第21次改正：平 30. 4. 1
第22次改正：令 元. 6. 26
第23次改正：令 元. 9. 1
第24次改正：令 3. 3. 1
第25次改正：令 3. 4. 1
第26次改正：令 4. 7. 1
第27次改正：令 5. 10. 1

目 次

第 1 条 目 的 -----	1
第 2 条 遵守義務 -----	1
第 3 条 管理区域立入者の区分 -----	1
第 4 条 組 織 -----	1
第 5 条 職 務 -----	1
第 6 条 原子力発電安全委員会 -----	2
第 7 条 放射線障害防止に関する審議 -----	2
第 8 条 放射線取扱主任者の選任 -----	2
第 9 条 放射線取扱主任者の職務 -----	3
第 10 条 放射線取扱主任者の定期講習 -----	3
第 11 条 代理者の職務 -----	3
第 12 条 意見の尊重 -----	4
第 13 条 管理区域の設定および解除 -----	4
第 14 条 管理区域の区分 -----	4
第 15 条 管理区域の出入管理 -----	4
第 16 条 放射性同位体元素等の移動 -----	5
第 17 条 放射性同位元素の使用 -----	6
第 18 条 放射性同位元素の受入れ, 払出し -----	6
第 19 条 放射性同位元素の保管 -----	7
第 20 条 放射性廃棄物の管理 -----	7
第 21 条 放射線測定器の管理 -----	8
第 22 条 線量当量率等の測定, 記録 -----	8
第 23 条 線量当量等の測定, 記録 -----	8
第 24 条 実効線量および等価線量の算定, 記録 -----	10
第 25 条 実効線量および等価線量の交付および記録の保存 -----	11
第 26 条 線量限度の管理 -----	11
第 27 条 線量限度を超えた場合の措置 -----	11
第 28 条 健康管理 -----	11
第 29 条 放射線施設の維持および管理 -----	12
第 30 条 地震, 火災その他の災害が起こったときの措置 -----	12
第 31 条 危険時の措置 -----	13
第 31 条の 2 応急の措置 -----	14

第 32 条 報告等	-----	14
第 33 条 所員以外の者に対する措置	-----	15
第 34 条 請負業者に対する放射線管理	-----	15
第 35 条 放射線障害の防止に関する教育および訓練	-----	16
第 36 条 放射線障害の防止に関する記録の作成・保存	-----	16
第 37 条 その他盜難予防に対する措置	-----	17
第 38 条 放射線障害の防止に関する業務の改善	-----	17

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」第21条第1項の規定に基づき、伊方発電所（以下「発電所」という。）における放射性同位元素および放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いおよび安全管理について定め、かつ盜難の防止対策を講じることにより、放射線障害の発生を防止するとともに、公共の安全を確保することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事するものは、法令およびこの規程に定めるところに従い、放射線障害の防止に務めなければならない。

放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理等に係る具体的実施事項については「伊方発電所放射性同位元素管理内規」に定める。

(管理区域立入者の区分)

第3条 管理区域へ立ち入る者を次のように区分する。

- (1) 放射線業務従事者：放射性同位元素等の取扱い、管理またはこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者
- (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者

(組織)

第4条 発電所における放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する組織は、別表1のとおりとする。

(職務)

第5条 伊方発電所長（以下「所長」という。）は、この規程に定める放射線障害の発生の防止についての業務を総括するものとする。

- 2 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。
- 3 総務課長は、放射線関係の保健衛生に関する業務を行う。
- 4 安全管理部長は、放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。
- 5 放射線・化学管理課長は、事故調査の統括、管理区域の出入管理に関する業務、放射性同位元素等の取扱いに関する技術的統括および放射線管理に関する業務、放射化学分析に関する業務ならびに放射性同位元素等の取扱いに係る異常時の応急措置に関する業務を行うとともに、発電所員（以下「所員」という。）に対し放射線障害の発生防止についての教育・訓練を行う。
- 6 施設防護課長は、発電所の出入管理に関する業務を行う。
- 7 品質保証部長は、定検検査課長の所管する業務を統括する。
- 8 定検検査課長は、放射線施設（使用施設、貯蔵施設および廃棄施設）の保修、改造作業における

る工程管理に関する業務を行う。

- 9 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。
- 10 発電課長は、放射線施設の運転に関する業務を行う。
- 11 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、放射線施設の運転に関する当直業務を行う。
- 12 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 13 保修統括課長は、放射線施設の保修、改造に関する総括業務を行う。
- 14 機械計画第一課長は、放射線施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する業務を除く）を行う。
- 15 電気計画課長は、放射線施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する業務を除く）を行う。
- 16 計装計画課長は、放射線施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する業務を除く）を行う。
- 17 設備改良工事課長は、放射線施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長、機械計画第一課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。
- 18 土木建築部長は、土木建築保守課長の所管する業務を統括する。
- 19 土木建築保守課長は、放射線施設のうち建築設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する業務を除く）を行う。
- 20 各課長（当直長を含む。）は、所長を補佐し、所員および公衆の安全を確保するとともに、放射線障害の発生防止に必要な措置を講じなければならない。
- 21 所員は、定められた職務に応じて、放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事するものとする。

（原子力発電安全委員会）

- 第6条 原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置し、放射線障害防止に関する重要事項を審議する。
- 2 委員会は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）に加え、委員長が指名した者をもって構成する。
 - 3 原子力部長を委員長とする。

（放射線障害防止に関する審議）

- 第7条 この規程の改廃に関する事項および放射線障害防止に関する重要事項の決定は、委員会の審議を経るものとする。

（放射線取扱主任者の選任）

- 第8条 所長は、放射線障害の発生防止について監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の

資格を有する所員のうちから、主任者を選任しなければならない。

- 2 原子力部発電管理部長(以下「発電管理部長」という。)は、主任者を選任した日から30日以内に原子力規制委員会へ届出なければならない。
- 3 所長は、主任者が疾病その他の事情によりその職務を行うことができない場合に備えて、第1種放射線取扱主任者の資格を有する所員のうちから、その職務を代行する代理者を選任しなければならない。
- 4 発電管理部長は、主任者がその職務を30日以上遂行できない場合、主任者が職務を遂行できない日から30日以内に代理者の選任を原子力規制委員会へ届出なければならない。
- 5 発電管理部長は、主任者が職務に復帰した場合、代理者の解任を30日以内に原子力規制委員会へ届出なければならない。

(放射線取扱主任者の職務)

第9条主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督を誠実に遂行することを任務とし、その職務は次のとおりとする。

- (1) 放射線障害の発生防止に関し、必要な場合は所長に対し意見を具申する。
- (2) 放射線障害の発生防止に関し、必要な場合は関係課長に助言または協力する。
- (3) 放射線障害の発生防止に関し、重要な計画の作成に参画する。
- (4) 本規程の下部規定の改廃に関する事項を確認する。
- (5) 危険時の措置等に関する対策に関し、必要な場合は関係課長に助言または協力する。
- (6) 法令に基づき実施する記録および報告等について、これを審査または確認する。
- (7) 原子力規制委員会が法令に基づいて実施する検査に立ち会う。ただし、自ら指名する者を立ち会わせることが、放射線障害の発生防止に支障を及ぼさないと判断する場合はこの限りではない。
- (8) 放射線障害の発生防止に関する教育・訓練に関し、必要に応じその実施内容の企画、検討に参画する。
- (9) その他、放射線障害の発生の防止に関し必要な職務

(放射線取扱主任者の定期講習)

第10条所長は、選任した主任者に、原子力規制委員会の登録を受けた機関が行う放射線取扱主任者定期講習(以下「主任者定期講習」という。)を、主任者に選任した日から1年以内(主任者に選任する前1年内に主任者定期講習を受けた場合を除く。)および主任者定期講習を受けた日の翌年度の4月1日から3年以内に受けさせなければならない。

(代理者の職務)

第11条代理者は、主任者が疾病その他の事情により職務を遂行できない場合、その職務を代行する。

(意見の尊重)

第12条 所長は、放射線障害の発生の防止に関する主任者の意見を尊重しなければならない。

- 2 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事する者は、主任者が放射線障害の発生を防止するために行う指示に従わなければならない。

(管理区域の設定および解除)

第13条 放射線・化学管理課長は、放射線障害の防止のため、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度、または放射性同位元素によって汚染された物の表面の放射性同位元素の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める管理区域に係る値を超えるか、または超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。

- 2 放射線・化学管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物により区画するほか、標識を設けることにより、明らかに他の場所と区別する。
- 3 放射線・化学管理課長は、管理区域の設定または解除を行う場合には、所長の承認を受ける。
- 4 放射線・化学管理課長は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域の基準に該当しないことを確認する。
- 5 放射線・化学管理課長は、管理区域の設定または解除を行った場合には、その旨を所内に周知する。

(管理区域の区分)

第14条 放射線・化学管理課長は、管理区域を必要に応じ次のとおり区分する。

- (1) 表面汚染密度および空気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）
- (2) 表面汚染密度または空気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるか、または超えるおそれのある区域

(管理区域の出入管理)

第15条 所長は、あらかじめ管理区域への立入許可に係る手順を定めなければならない。

- 2 放射線・化学管理課長は、前項に定める手順により許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
- 3 放射線・化学管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させなければならない。
 - (1) 出入りに際しては出入管理室を通ること。
 - (2) 所定の放射線測定器を装着すること。
ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。
 - (3) 指定された被服を着用すること。
ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合、または放射線・化学管理課長の承認

を得てその指示に従う場合はこの限りではない。

- (4) 退出に際しては、汚染の検査を行うこと。

この検査により表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超える汚染が発見された場合には、除染等必要な措置を講じること。

ただし、汚染のおそれのない管理区域を退出する者についてはこの限りではない。

- (5) 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所においては、飲食および喫煙を行わないこと。

4 放射線・化学管理課長は、前項に定める遵守状況を監視させるため、常時出入口に監視員をおくものとする。

5 放射線・化学管理課長は、物品の搬出入のため必要ある場合は、一時的に出入管理室以外の出入口を使用させることができる。

ただし、この場合に設けた出入口は、使用後直ちに閉鎖、施錠等をしなければならない。

6 施設防護課長は、出入管理室以外の管理区域に通じる出入口には、閉鎖、施錠等人がみだりに立ち入らないようにするための措置を講じなければならない。

(放射性同位元素等の移動)

第16条 各課長は、管理区域内で放射性同位元素等を移動する場合は、放射線・化学管理課長の指示を受けるものとする。

ただし、定常業務に係るものであって、放射線・化学管理課長が承認したものと移動する場合はこの限りではない。

2 各課長は、放射性同位元素等を管理区域外に移動する場合は、第3項の内容について放射線・化学管理課長の確認を受けるとともに、法令に定める技術上の基準に適合する措置を講じる。

3 前項において放射線・化学管理課長が確認しなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 放射性同位元素等が、所定の運搬用容器に収納されていること。

(2) 移動先が発電所内の場合は、運搬用容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えず、かつ線量当量率が法令に定める値を超えていないこと。

(3) 移動先が発電所外の場合は、運搬用容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えず、かつ線量当量率が法令に定める値を超えていないことのほか、標識をつける等法令に定める措置が講じられていること。

(4) 運搬用容器には、施錠または閉鎖等放射性同位元素等をみだりに持ち出すことができないようするための措置が講じられていること。

(5) 運搬用容器には、固定または施錠等容器をみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置が講じられていること。

4 各課長は、物品を管理区域外に持ち出そうとする場合は、その表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて、放射線・化学管理課長の確認を受ける。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から持ち出す場合においてはこの限りではない。

5 各課長は、第2項の放射性同位元素等を発電所外へ持ち出す場合には、主任者に報告し、所長

の承認を得る。

6 放射線・化学管理課長は、放射性同位元素等を運搬する者に対して、次の事項を遵守させなければならない。

- (1) 運搬中の車両をやむをえず離れる場合には、ドア等を必ずロックすること。
- (2) 車両には、赤旗、信号灯等を備え付けること。
- (3) その他、車両の盗難防止のための措置を講じること。

7 放射線・化学管理課長は、業務上必要としない物品の管理区域への持込み禁止の旨を、所内に周知徹底しなければならない。

(放射性同位元素の使用)

第17条 各課長は、放射性同位元素を使用する場合、その使用についてあらかじめ放射線・化学管理課長の承認を受ける。

2 放射線・化学管理課長は、次の各号に従い放射性同位元素を使用させるものとし、各課長は、これを遵守する。

- (1) 放射性同位元素の使用は、使用施設において行うこと。
 - (2) 密封された放射性同位元素を使用する場合には、その放射性同位元素を常に次に適合する状態において使用すること。
 - イ 正常な使用状態においては、開封または破壊されるおそれのないこと。
 - ロ 放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。
 - (3) 放射性同位元素の使用にあたっては、遮蔽物の使用、かん子等の使用、作業時間の短縮等により、その取扱いに伴う線量をできるだけ少なくするような措置を講じること。
 - (4) 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、汚染の拡大を防止するための必要な措置が講じられていること。
 - (5) 密封された放射性同位元素を移動させて使用する場合には、使用後直ちに異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明したときは放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。
 - (6) 移動使用中および使用に係る保管中に、放射性同位元素の紛失および盗難防止のための措置が講じられていること。
- 3 放射線・化学管理課長は、使用施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。
- 4 各課長は、放射性同位元素の使用状況を記録する。

(放射性同位元素の受入れ、払出し)

第18条 各課長は、放射性同位元素の受入れまたは払出しを行う場合、その受入れまたは払出しについてあらかじめ放射線・化学管理課長の承認を受ける。

2 放射線・化学管理課長は前項の承認を行う場合、受入れまたは払出しを行う放射性同位元素が許可または届出の範囲内であることを、放射性同位元素等使用許可証および帳簿等を用いて確認

する。

- 3 各課長は、受入れまたは払出しに係る放射性同位元素の種類および数量、受入れまたは払出しの年月日を記録する。

(放射性同位元素の保管)

第19条 各課長は、放射性同位元素を保管する場合、次の各号に定めるところにより保管する。

- (1) 放射性同位元素の保管は、貯蔵施設において行うこと。
 - (2) 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないように放射性同位元素等使用許可証および帳簿等を用いて貯蔵能力を確認し、貯蔵すること。
 - (3) 貯蔵施設内の、人が触れる物の表面汚染密度は、次の措置を講じることにより、法令に定める表面密度限度を超えないようにすること。
 - イ 液体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。
 - ロ 液体状または固体状の放射性同位元素を入れた容器で、亀裂、破損等の事故の生じるおそれのあるものには、受け皿、吸収材その他の施設または器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。
 - (4) 密封された放射性同位元素を移動して使用した場合、その日の使用終了後には貯蔵施設において保管する。
- 2 放射線・化学管理課長は、貯蔵室および貯蔵箱に、施錠等閉鎖のための措置を講じなければならない。
- 3 放射線・化学管理課長は、定期的に保管状況の確認を行う。
- 4 放射線・化学管理課長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。

(放射性廃棄物の管理)

第20条 所長は、放射性同位元素等で廃棄しようとする物（以下「放射性廃棄物」という。）の管理にあたっては、法令の定めるところに従い管理するとともに、発電所周辺への影響ができるだけ少なくすることに留意しなければならない。

- 2 各課長は、液体状の放射性廃棄物が発生した場合は排水せず、ウエス等で吸収し、容器に封入する。
- 3 各課長は、固体状の放射性廃棄物が発生した場合は、容器に封入するかまたは汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。
- 4 放射線・化学管理課長は、第2項および第3項の固体状の放射性廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に保管する。
- 5 放射線・化学管理課長は、固体廃棄物貯蔵庫の扉、シャッター等外部に通じる部分には、施錠その他閉鎖のための措置を講じなければならない。
- 6 当直長は、気体状の放射性廃棄物を廃棄する場合は、排気中の放射性同位元素の濃度が、法令

に定める値を超えないようにする。

7 放射線・化学管理課長は、第6項の管理のため排気中の放射性同位元素の濃度を測定する。

(放射線測定器の管理)

第21条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、放射線測定器を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。

(線量当量率等の測定、記録)

第22条 放射線・化学管理課長は、管理区域内およびその周辺における外部放射線に係る線量当量率ならびに放射性同位元素による汚染の状況の測定を、別表2に基づき実施する。

2 前項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。

3 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに放射線障害を防止するための措置を講じるとともに、その原因を調査し必要な措置を講じる。

4 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に基づき次の事項を記録し5年間保存する。

(1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日）

(2) 測定箇所

(3) 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

(4) 放射線測定器の種類および型式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

5 第2項の測定に用いる放射線測定器については、点検および校正を1年ごとに適切に組み合わせて行う。

(線量当量等の測定、記録)

第23条 放射線・化学管理課長は、管理区域へ立ち入る者の外部被ばくに係る線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのない者についてはこの限りではない。

(1) 胸部において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定する。ただし、その者が女子（妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。）の場合は、腹部において同様の測定を実施する。

(2) 頭部およびけい部からなる部分、胸部および上腕部からなる部分ならびに腹部および大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部および上腕部からなる部分（女子（妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。）については腹部および大たい部からなる部分）以外の部分である

場合にあっては、前号による測定に加え最大となるおそれのある部分において 1 センチメートル線量当量および 70 マイクロメートル線量当量（中性子線については、1 センチメートル線量当量）を測定する。

- (3) 手、足等末端部の線量が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部および大たい部のいずれの部位よりも大きくなるおそれのある場合は、第(1)号または第(2)号による測定に加え当該部位について 70 マイクロメートル線量当量を測定する。ただし、中性子線についてはこの限りではない。
- (4) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、第(1)号から第(3)号までの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について 3 ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

2 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の内部被ばくによる線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、内部被ばくによる実効線量が 100 マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。

- (1) 放射性同位元素を摂取した者についてはその都度
- (2) 放射性同位元素を摂取するおそれのある場所へ立ち入る者については 3 月毎に 1 回、ただし、その者が本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子である場合は出産までの間 1 月毎に 1 回

3 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の人体および人体に着用している物の表面汚染密度を測定する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合はこの限りではない。

4 第 1 項の測定については、測定の信頼性を確保するための措置として、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部機関に委託して行う。ただし、一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が 100 マイクロシーベルトを超えるおそれのある者について行う測定は、点検および校正を 1 年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行うことができる。

5 第 1 項、第 2 項および第 3 項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。

6 第 2 項および第 3 項の測定に用いる放射線測定器については、点検および校正を 1 年ごとに適切に組み合わせて行う。

7 放射線・化学管理課長は、第 1 項の測定結果を次の項目について 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間、4 月 1 日を始期とする 1 年間ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子については出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間にについて集計し記録する。

- (1) 測定対象者の氏名
- (2) 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
- (3) 放射線測定器の種類および型式
- (4) 測定方法

(5) 測定部位および測定結果

8 放射線・化学管理課長は、第2項の測定結果を次の項目について測定の都度記録する。

- (1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日）
- (2) 測定対象者の氏名
- (3) 測定をした者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類および型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

9 放射線・化学管理課長は、第3項の測定結果において人体表面が法令に定める表面密度限度を超えて汚染され、その汚染が容易に除去できない場合は次の事項について記録する。

- (1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日）
- (2) 測定対象者の氏名
- (3) 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
- (4) 放射線測定器の種類および型式
- (5) 汚染の状況
- (6) 測定方法
- (7) 測定部位および測定結果

（実効線量および等価線量の算定、記録）

第24条 放射線・化学管理課長は、第23条の結果から、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする3月間および4月1日を始期とする1年間の実効線量および等価線量を算定する。なお、本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子についてはそれに加え、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について実効線量および等価線量を算定する。

2 放射線・化学管理課長は、前項の結果に基づき次の事項を記録する。

- (1) 算定年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
- (4) 算定対象期間
- (5) 実効線量
- (6) 等価線量および組織名

3 放射線・化学管理課長は、第1項における実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定した実効線量の合計）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目を記録する。

- (1) 集計年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
- (4) 集計対象期間
- (5) 累積実効線量

4 前項の規定は、第1項の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替える。

（実効線量および等価線量の交付および記録の保存）

第25条 放射線・化学管理課長は、第23条および第24条の記録の写しを記録の都度対象者に交付しなければならない。

2 放射線・化学管理課長は、第23条および第24条の記録を保存する。ただし、当該記録の対象者が放射線業務従事者でなくなった場合または当該記録を5年以上保存した場合において、これを（公財）放射線影響協会へ引き渡すときは、この限りではない。

（線量限度の管理）

第26条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の実効線量および等価線量が、それぞれ法令に定める線量限度を超えないよう、被ばく管理上必要な措置を講じる。

（線量限度を超えた場合の措置）

第27条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の実効線量または等価線量が、法令に定める線量限度を超えた場合、または超えたおそれがある場合は、総務課長の協力を得て、第28条第2項に基づき健康診断を実施するほか、第28条第6項に基づき必要な措置を講じる。

（健康管理）

第28条 総務課長は、放射線業務従業者に対して放射線障害を防止するため、次の頻度で健康診断を行わなければならない。

(1) その者が初めて管理区域に立ち入る前

(2) 前号に定める者が管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに1回

2 総務課長は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく健康診断を行う。

(1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、または経口摂取した場合

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染が容易に除去できない場合

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、または汚染されたおそれがある場合

(4) 実効線量または等価線量が、法令に定める線量限度を超えた場合、または超えたおそれがある場合

3 健康診断の実施方法および項目は別表3のとおりとする。

4 総務課長は、健康診断の結果について次の事項を記録するとともに、記録の写しを健康診断を受けた者に交付する。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を行った医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

5 総務課長は、前項の記録を保存する。ただし、当該記録の対象者が放射線業務従事者でなくなった場合または当該記録を5年以上保存した場合において、これを（公財）放射線影響協会へ引き渡すときは、この限りでない。

6 総務課長は、放射線障害を受けた者および受けたおそれがある者に対しては医師による診断、管理区域への立入制限等の措置を講じ、必要な保健指導を行う。

(放射線施設の維持および管理)

第29条 所長は、別表4に基づき定期的な点検に関する実施計画を定める。

2 各課長は、前項の実施計画に基づき点検を実施する。

3 各課長は、その所管する放射線施設について前項の点検を終了したときは、その結果を必要に応じ所長に報告するとともに、主任者および関係課長に通知する。

4 各課長は、放射線施設に異常を認めた場合は、関係課長と協議の上必要な保修等を行い、正常な状態に復帰させる。

5 各課長は、前項の保修等が終了したときは、当該施設の点検を行い、正常に復帰したことを確認し、主任者および関係課長に通知する。

(地震、火災その他の災害が起こったときの措置)

第30条 大規模自然災害（最寄りの気象庁震度観測点〔湊浦〕で震度5強以上の地震、または伊方町における風水害による家屋全壊。以下本項において同じ。）が起こったときは、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 各課長は、大規模自然災害が起こったときは、放射線・化学管理課長および機械計画第一課長に連絡する。

(2) 放射線・化学管理課長は、大規模自然災害が起こったとき、または前号の連絡を受けた場合は、その旨を所長に報告するとともに、主任者に通知する。

(3) 放射線・化学管理課長および機械計画第一課長は、大規模自然災害が起こったとき、または第(1)号の連絡を受けた場合は、別表4に定める点検項目について可能な限り速やかに点検を行い、その結果を所長に報告するとともに主任者に通知する。

2 管理区域等における火災（管理区域における火災、または発電所内の管理区域外において管理区域、発電所内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある火災。以下本項において同じ。）が起こったときは、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 管理区域等における火災発生の通知を受けた当直長は、放射線・化学管理課長および機械計画第一課長に連絡する。
 - (2) 放射線・化学管理課長は、管理区域等における火災が起こったとき、または前号の連絡を受けた場合は、その旨を所長に報告するとともに、主任者に通知する。
 - (3) 放射線・化学管理課長および機械計画第一課長は、第(1)号の連絡を受けた場合は、別表4の点検項目のうち火災の発生および延焼する可能性のある設備に関する項目について点検を行い、その結果を所長に報告するとともに主任者に通知する。
 - (4) 所長は、第(1)号の事態が発生した場合、直ちにその旨を原子力規制委員会へ通報する。
- 3 所長は、第1項第(3)号および第2項第(3)号の点検結果について第32条に該当する異常がある場合、その旨を原子力規制委員会へ通報する。

（危険時の措置）

第31条 所長は、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、直ちに次の各号に定める応急の措置を講じる。

- (1) 放射線施設に火災が起り、またはこれらの施設に延焼するおそれがある場合には、消火または延焼の防止に努めること。
- (2) 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者および付近にいる者に避難するよう警告すること。
- (3) 放射線障害を受けた者または受けたおそれがある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講じること。
- (4) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、すみやかにその広がりの防止および除去を行うこと。
- (5) 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄張り、標識等を設け、かつ監視員をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- (6) その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。

2 各課長は、前項各号の緊急作業を行う場合には、遮蔽具、かん子または保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくするように努める。

なお、緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者に限る）の線量限度は、法令に定める緊急作業に係わる線量限度とする。

- 3 所長は、法令に定める線量限度の範囲で緊急作業を行うため必要な要員を確保する。
- 4 放射線・化学管理課長は、緊急作業に従事する放射線業務従事者の被ばく線量を集計し線量

限度を超えないよう管理する。

5 総務課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対する医師の診断、必要な保健指導等の措置を行う。

(応急の措置)

第31条の2 所長は、第31条第1項の応急の措置を講じるため、次の事項を「伊方発電所防災計画（原子力災害編）」および「伊方発電所放射性同位元素管理内規」に定める。

- (1) 応急の措置を講ずるものに関する職務および組織に関すること。
- (2) 応急の措置を講ずるために必要な設備または資機材の整備に関すること。
- (3) 応急の措置に関する手順に関すること。
- (4) 応急の措置に係る訓練の実施に関すること。
- (5) 警察、消防機関および医療機関その他の関係機関との連携に関すること。

(報告等)

第32条 各課長は、次の場合、その旨を所長に報告するとともに、主任者に通知する。

- (1) 第31条第1項の事態が生じた場合
- (2) 放射性同位元素の盗取、または所在不明が生じた場合
- (3) 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度が、濃度限度を超えた場合および発電所の境界の外における空気中の放射性同位元素の濃度が濃度限度を超えた場合
- (4) 排気により、発電所の境界の外における線量が、線量限度を超えた場合
- (5) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいした場合
- (6) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいした場合
ただし、次のいずれかに該当する場合（漏えいした物が管理区域外に広がった場合を除く。）
を除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備周辺に設置された漏えい拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されている場合
 - ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量の場合その他漏えい程度が軽微な場合（法令で定める空気中濃度限度および表面密度限度を超えない量）
- (7) 放射線施設内の人人が常時立ち入る場所の線量が、1週間につき1ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合
- (8) 発電所の境界における線量が、3月間につき250マイクロシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合
- (9) 放射性同位元素等の取扱いにおける次の計画外の被ばくがあった場合
 - イ 放射線業務従事者にあっては5ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合

- ロ 放射線業務従事者以外の者にあっては、0.5ミリシーベルトを超えるおそれがある場合
- (10) 放射線業務従事者について、実効線量限度もしくは等価線量限度を超えるおそれのある被ばくがあった場合
- (11) その他放射線障害が発生し、または発生するおそれのある場合
- 2 所長は、前項第(1)号に定める事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、その旨を直ちに警察署または海上保安部に通報するとともに、火災を伴う場合は、所轄の消防署へ通報する。
- 3 所長は、第1項第(2)号の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、遅滞なくその旨を警察署または海上保安部へ届出る。
- 4 所長は、第1項第(2)号から第(11)号に定める事態が発生した場合、その旨を直ちに原子力規制委員会へ報告するとともに、事業所外運搬においては、あわせて国土交通大臣へ報告する。
- 5 所長は、第1項の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を発電管理部長に報告する。
- 6 発電管理部長は、第5項の報告を受けた場合、第1項第(2)号から第(11)号については、その状況およびそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会へ報告するとともに、事業所外運搬においては、あわせて国土交通大臣へ報告する。
- 7 所長は、第1項の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その状況等を外部へ提供するとともに外部からの問合せに対応する。
- 8 所長は、毎年4月1日から翌年の3月31までの放射線管理状況について、発電管理部長に報告する。
- 9 発電管理部長は、前項の報告を受けた場合、その旨を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会へ報告する。

(所員以外の者に対する措置)

第33条 所長は、発電所構内に立ち入る所員以外の者に対する放射線障害の発生を防止するため、所員に対して行うものに準じて必要な措置を講じなければならない。

(請負業者に対する放射線管理)

- 第34条 所長は、管理区域内の作業を業者に請負わせる場合は、請負業者に遵守させる放射線管理上の必要事項を明確にするものとする。
- 2 各課長は、第1項に定める必要事項を遵守させなければならない。
- 3 放射線・化学管理課長は、管理区域内で作業する業者に対して、各課長を通じて放射線防護上の指導、助言を行わなければならない。
- 4 放射線・化学管理課長は、請負業者から当該作業の担当課長を経由して、定期的および作業終了時に、放射線管理に関する報告書をすみやかに収集し、放射線管理に関する遵守状況を把握しなければならない。

(放射線障害の防止に関する教育および訓練)

第35条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者に対して、法令および本規程の周知ならびにその他放射線障害の発生の防止について、教育および訓練を計画的に実施する。

- 2 初めて管理区域に立ち入る前に行う教育および訓練は、別表5に定める項目と時間数とし、実施にあたっては放射性同位元素の使用の実態を踏まえ、放射線・化学管理課長が教育・訓練内容および時間数を定める。
- 3 管理区域に立ち入った後の教育および訓練は、教育および訓練を行った日の翌年度の4月1日から1年以内に別表5に定める項目について実施し、実施にあたっては放射性同位元素の使用の実態を踏まえ、放射線・化学管理課長が教育・訓練内容および時間数を定める。
- 4 放射線・化学管理課長は、第2項、第3項の教育および訓練に関し十分な知識および技能を有していると認められる者に対しては、教育および訓練の一部について省略することができる。
- 5 各課長は、一時立入者に対し、放射線障害の発生を防止するため必要な事項を周知させる。

(放射線障害の防止に関する記録の作成・保存)

第36条 放射線・化学管理課長は、次の事項を確実に記帳し、保存しなければならない。

- (1) 使用する放射性同位元素の種類および数量
- (2) 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法および場所
- (3) 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
- (4) 放射性同位元素の受入れ、または払出し年月日およびその相手方の氏名、または名称、種類および数量
- (5) 保管する放射性同位元素の種類および数量
- (6) 放射性同位元素の保管の期間、方法および場所
- (7) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- (8) 発電所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法および荷受人または荷送人の氏名または名称ならびに運搬に従事する者の氏名、または運搬の委託先の氏名もしくは名称
- (9) 廃棄に係る放射性同位元素の種類および数量
- (10) 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法および場所
- (11) 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
- (12) 第29条に定める放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果およびこれに伴う措置の内容ならびに点検を行った者の氏名
- (13) 第22条第5項、第23条第4項および第23条第6項に定める放射線測定器の点検または校正の年月日、放射線測定器の種類および型式、方法、結果およびこれに伴う措置の内容ならびに点検を行った者の氏名（点検または校正を行った者の氏名を記載しなくても点検または校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
- (14) 第23条第4項に定める測定の信頼性を確保するための措置の内容
- (15) 第35条に定める教育および訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数ならびに当該教育および訓練を受けた者の氏名

(16) その他の放射線障害防止上必要とする事項

2 放射線・化学管理課長は、前項の帳簿を毎年3月31日または許可の取消しの日、使用の廃止の日に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(その他盜難予防に対する措置)

第37条 所長は、各課長および主任者と協議のうえ次の事項を定め、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 守衛所における退所者および車両等のチェックに関すること。
- (2) 各課長の分掌業務に関連する場所の鍵の保管に関すること。
- (3) 放射性同位元素の使用施設および貯蔵施設等のパトロール等に関すること。
- (4) その他盜難防止に関すること。

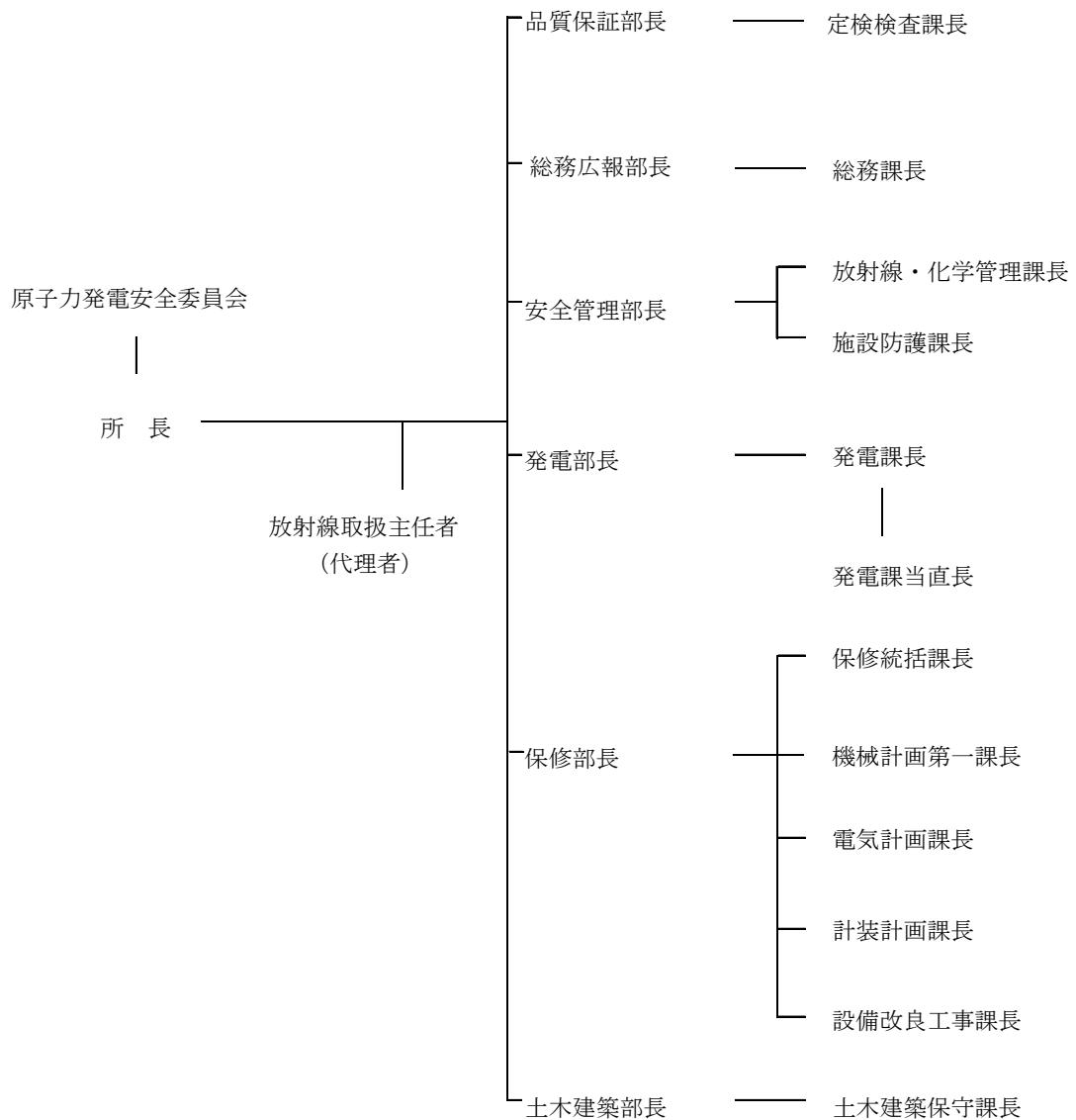
(放射線障害の防止に関する業務の改善)

第38条 所長および各課長は、放射性同位元素等を取り扱うにあたり、個々の放射線障害の防止に関する業務を体系的に実施するため、次の各号の定めるところにより、必要な計画、実施、評価および継続的な見直しを行う。

- (1) 所長は、放射線障害の防止に係る方針を定める。
- (2) 各課長は、所長が定めた方針に基づき、関係課長と協議の上、年度初めに計画を策定し、所長まで報告する。
- (3) 各課長は、第(2)号で定める計画の周知徹底と確実な実施に努める。
- (4) 所長は、第(2)号で定める計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じ見直しを行う。

別 表

別表1 組織（第4条関係）



別表2 管理区域およびその周辺の外部放射線に係る線量当量率および汚染状況の測定(第22条関係)

項目	場 所	測 定 頻 度
線量ま線量	使 用 施 設 貯 藏 施 設	
当 た 量	廃 棄 施 設	1回／月
量 は 当	管 理 区 域 境 界 付 近	
率 量	敷 地 境 界 付 近	
汚 染 状	作 業 室 汚 染 檢 查 室 管 理 区 域 境 界 付 近	1回／月
況	排 気 口	放出の都度

別表3 健康診断の方法・項目(第28条関係)

方 法	項 目	備 考
問 診	(1)放射線被ばく歴の有無 (2)被ばく歴を有する者については作業の場所・内容・期間・線量・放射線障害の有無その他放射線による被ばく状況	_____
検査または検診	(1)末しょう血液中の血色素量またはヘマトクリット値・赤血球数・白血球数および白血球百分率 (2)皮膚 (3)眼	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に立ち入る前の健康診断における(3)の項目は、医師が必要と認める場合に限る。 ・管理区域に立ち入った後の健康診断における(1)～(3)の部位または項目は、医師が必要と認める場合に限る。

別表4 放射線施設の定期的な点検等(第29条, 第30条関係)

点検項目	点検細目等	実施者	点検頻度
1 共通項目 (1)床, 壁等の構造 (2)遮蔽物の状況	・破損, 亀裂等の状況 ・破損, 欠落等の状況	放射線・化学管理課長	
2 管理区域 (1)区画および閉鎖設備 (2)標識	・区画物の設置および破損状況 ・出入口扉の施錠状況 ・「管理区域」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長	
3 非密封放射性同位元素取扱施設 (1)フード (2)洗浄装置 (3)汚染除去機材および更衣設備 (4)放射線測定器 (5)標識	・フードの機能等の状況 ・設置および給排水の状況 ・設置の状況 ・設置および動作の状況 ・「放射性同位元素使用室」, 「汚染検査室」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長	
4 密封放射性同位元素取扱施設 (1)自動表示装置 (2)標識	・動作状況 ・「放射同位元素使用室」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長	2回／年
5 貯蔵施設 (1)貯蔵室 (2)貯蔵箱, 貯蔵容器 (3)放射性同位元素保管量 (4)閉鎖設備 (5)標識	・開口部（扉, 換気口等）の甲種防火戸, 扉の施錠の状況 ・貯蔵箱, 貯蔵容器の機能等の状況 ・種類, 数量の状況 ・出入口扉の施錠状況 ・「貯蔵箱」等標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長	
6 廃棄施設 (1)排気設備 (2)保管廃棄設備 (3)標識	・排風機, 排気浄化装置および排気筒等の機能等の状況 ・廃棄物の保管状況 ・「排気設備」, 「保管廃棄設備」標識の設置, 破損, 褪色の状況	放射線・化学管理課長 機械計画第一課長	

別表5 教育および訓練(第35条関係)

項目	時間数
(1) 放射線の人体に与える影響	30分以上
(2) 放射性同位元素等の安全取扱	1時間以上
(3) 放射線障害防止に関する法令および放射線 障害予防規程	30分以上
(4) その他放射線障害防止に関して必要な事項	必要に応じ

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考																								
<table border="1"> <tr> <td>種 別</td><td>要領(原子力)</td></tr> <tr> <td>制 定</td><td>昭 51. 6. 1</td></tr> <tr> <td>実 施</td><td>昭 51. 6. 1</td></tr> <tr> <td>最終改正</td><td>令 4. 7. 1</td></tr> <tr> <td>実 施</td><td>令 4. 7. 1</td></tr> <tr> <td>交 布 者</td><td>原子力部長</td></tr> </table>	種 別	要領(原子力)	制 定	昭 51. 6. 1	実 施	昭 51. 6. 1	最終改正	令 4. 7. 1	実 施	令 4. 7. 1	交 布 者	原子力部長	<table border="1"> <tr> <td>種 別</td><td>要領(原子力)</td></tr> <tr> <td>制 定</td><td>昭 51. 6. 1</td></tr> <tr> <td>実 施</td><td>昭 51. 6. 1</td></tr> <tr> <td>最終改正</td><td>令 5.10.1</td></tr> <tr> <td>実 施</td><td>令 5.10.1</td></tr> <tr> <td>交 布 者</td><td>原子力部長</td></tr> </table>	種 別	要領(原子力)	制 定	昭 51. 6. 1	実 施	昭 51. 6. 1	最終改正	令 5.10.1	実 施	令 5.10.1	交 布 者	原子力部長	改正・実施日の変更
種 別	要領(原子力)																									
制 定	昭 51. 6. 1																									
実 施	昭 51. 6. 1																									
最終改正	令 4. 7. 1																									
実 施	令 4. 7. 1																									
交 布 者	原子力部長																									
種 別	要領(原子力)																									
制 定	昭 51. 6. 1																									
実 施	昭 51. 6. 1																									
最終改正	令 5.10.1																									
実 施	令 5.10.1																									
交 布 者	原子力部長																									
伊方発電所放射線障害予防規程 四国電力株式会社	伊方発電所放射線障害予防規程 四国電力株式会社																									

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>制 定：昭 51. 6. 1 第1次改正：昭 53.12. 1 第2次改正：昭 54.11.20 第3次改正：昭 57. 3. 19 第4次改正：昭 59. 3. 1 第5次改正：平 元. 4. 1 第6次改正：平 5. 1.20 第7次改正：平 5. 8. 1 第8次改正：平 6.12.15 第9次改正：平 8. 6.24 第10次改正：平 9. 8. 1 第11次改正：平 13. 4. 1 第12次改正：平 16. 3. 1 第13次改正：平 17. 3. 1 第14次改正：平 17. 7.25 第15次改正：平 18. 3. 1 第16次改正：平 21. 3. 1 第17次改正：平 22. 3. 1 第18次改正：平 23. 6.29 第19次改正：平 27. 3. 1 第20次改正：平 29. 3. 1 第21次改正：平 30. 4. 1 第22次改正：令 元. 6.26 第23次改正：令 元. 9. 1 第24次改正：令 3. 3. 1 第25次改正：令 3. 4. 1 第26次改正：令 4. 7. 1</p>	<p>制 定：昭 51. 6. 1 第1次改正：昭 53.12. 1 第2次改正：昭 54.11.20 第3次改正：昭 57. 3. 19 第4次改正：昭 59. 3. 1 第5次改正：平 元. 4. 1 第6次改正：平 5. 1.20 第7次改正：平 5. 8. 1 第8次改正：平 6.12.15 第9次改正：平 8. 6.24 第10次改正：平 9. 8. 1 第11次改正：平 13. 4. 1 第12次改正：平 16. 3. 1 第13次改正：平 17. 3. 1 第14次改正：平 17. 7.25 第15次改正：平 18. 3. 1 第16次改正：平 21. 3. 1 第17次改正：平 22. 3. 1 第18次改正：平 23. 6.29 第19次改正：平 27. 3. 1 第20次改正：平 29. 3. 1 第21次改正：平 30. 4. 1 第22次改正：令 元. 6.26 第23次改正：令 元. 9. 1 第24次改正：令 3. 3. 1 第25次改正：令 3. 4. 1 第26次改正：令 4. 7. 1 <u>第27次改正：令 5.10. 1</u></p>	改正履歴の追加

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
(目的) 第1条 この規程は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」第21条第1項の規定に基づき、伊方発電所（以下「発電所」という。）における放射性同位元素および放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いおよび安全管理について定め、かつ盜難の防止対策を講じることにより、放射線障害の発生を防止するとともに、公共の安全を確保することを目的とする。	(変更なし)	
(遵守義務) 第2条 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事するものは、法令およびこの規程に定めるところに従い、放射線障害の防止に務めなければならない。 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理等に係る具体的実施事項については「伊方発電所放射性同位元素管理内規」に定める。		
(管理区域立入者の区分) 第3条 管理区域へ立ち入る者を次のように区分する。 (1) 放射線業務従事者：放射性同位元素等の取扱い、管理またはこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者		
(組織) 第4条 発電所における放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する組織は、別表1のとおりとする。		
(職務) 第5条 伊方発電所長（以下「所長」という。）は、この規程に定める放射線障害の発生の防止についての業務を統括するものとする。 2 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。 3 総務課長は、放射線関係の保健衛生に関する業務を行う。 4 安全管理部長は、放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 5 放射線・化学管理課長は、事故調査の統括、管理区域の出入管理に関する業務、放射性同位元素等の取扱いに関する技術的統括および放射線管理に関する業務、放射化学分析に関する業務ならびに放射性同位元素等の取扱いに係る異常時の応急措置に関する業務を行うとともに、発電所員（以下「所員」という。）に対し放射線障害の発生防止についての教育・訓練を行う。 6 施設防護課長は、発電所の出入管理に関する業務を行う。 7 品質保証部長は、定検検査課長の所管する業務を統括する。 8 定検検査課長は、放射線施設（使用施設、貯蔵施設および廃棄施設）の保修、改造作業における		

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
る工程管理に関する業務を行う。	(変更なし)	
9 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。		
10 発電課長は、放射線施設の運転に関する業務を行う。		
11 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、放射線施設の運転に関する当直業務を行う。		
12 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。		
13 保修統括課長は、放射線施設の保修、改造に関する総括業務を行う。		
14 機械計画第一課長は、放射線施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する業務を除く）を行う。		
15 電気計画課長は、放射線施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する業務を除く）を行う。		
16 計装計画課長は、放射線施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する業務を除く）を行う。		
17 設備改良工事課長は、放射線施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長、機械計画第一課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。		
18 土木建築部長は、土木建築保守課長の所管する業務を統括する。		
19 土木建築保守課長は、放射線施設のうち建築設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する業務を除く）を行う。		
20 各課長（当直長を含む。）は、所長を補佐し、所員および公衆の安全を確保するとともに、放射線障害の発生防止に必要な措置を講じなければならない。		
21 所員は、定められた職務に応じて、放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事するものとする。		
 (原子力発電安全委員会)		
第6条 原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置し、放射線障害防止に関する重要事項を審議する。		
2 委員会は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）に加え、委員長が指名した者をもって構成する。		
3 原子力部長を委員長とする。		
 (放射線障害防止に関する審議)		
第7条 この規程の改廃に関する事項および放射線障害防止に関する重要事項の決定は、委員会の審議を経るものとする。		
 (放射線取扱主任者の選任)		
第8条 所長は、放射線障害の発生防止について監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の資格を有する所員のうちから、主任者を選任しなければならない。		

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>2 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、主任者を選任した日から30日以内に原子力規制委員会へ届出なければならない。</p> <p>3 所長は、主任者が疾病その他の事情によりその職務を行うことができない場合に備えて、第1種放射線取扱主任者の資格を有する所員のうちから、その職務を代行する代理者を選任しなければならない。</p> <p>4 発電管理部長は、主任者がその職務を30日以上遂行できない場合、主任者が職務を遂行できない日から30日以内に代理者の選任を原子力規制委員会へ届出なければならない。</p> <p>5 発電管理部長は、主任者が職務に復帰した場合、代理者の解任を30日以内に原子力規制委員会へ届出なければならない。</p>	(変更なし)	
(放射線取扱主任者の職務)		
第9条主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督を誠実に遂行することを任務とし、その職務は次のとおりとする。		
(1) 放射線障害の発生防止に関し、必要な場合は所長に対し意見を具申する。		
(2) 放射線障害の発生防止に関し、必要な場合は関係課長に助言または協力する。		
(3) 放射線障害の発生防止に関し、重要な計画の作成に参画する。		
(4) 本規程の下部規定の改廃に関する事項を確認する。		
(5) 危険時の措置等に関する対策に関し、必要な場合は関係課長に助言または協力する。		
(6) 法令に基づき実施する記録および報告等について、これを審査または確認する。		
(7) 原子力規制委員会が法令に基づいて実施する検査に立ち会う。ただし、自ら指名する者を立ち会わせることが、放射線障害の発生防止に支障を及ぼさないと判断する場合はこの限りではない。		
(8) 放射線障害の発生防止に関する教育・訓練に関し、必要に応じその実施内容の企画、検討に参画する。		
(9) その他、放射線障害の発生の防止に関し必要な職務		
(放射線取扱主任者の定期講習)		
第10条所長は、選任した主任者に、原子力規制委員会の登録を受けた機関が行う放射性取扱主任者定期講習（以下「主任者定期講習」という。）を、主任者に選任した日から1年以内（主任者に選任する前1年以内に主任者定期講習を受けた場合を除く。）および主任者定期講習を受けた日の翌年度の4月1日から3年以内に受けさせなければならない。	(放射線取扱主任者の定期講習) 第10条所長は、選任した主任者に、原子力規制委員会の登録を受けた機関が行う放射線取扱主任者定期講習（以下「主任者定期講習」という。）を、主任者に選任した日から1年以内（主任者に選任する前1年以内に主任者定期講習を受けた場合を除く。）および主任者定期講習を受けた日の翌年度の4月1日から3年以内に受けさせなければならない。	記載の適正化
(代理者の職務)	(変更なし)	
第11条代理者は、主任者が疾病その他の事情により職務を遂行できない場合、その職務を代行する。		
(意見の尊重)		
第12条所長は、放射線障害の発生の防止に関する主任者の意見を尊重しなければならない。		

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>2 放射性同位元素等の取扱いおよび安全管理に関する業務に従事する者は、主任者が放射線障害の発生を防止するために行う指示に従わなければならない。</p> <p>(管理区域の設定および解除)</p> <p>第13条 放射線・化学管理課長は、放射線障害の防止のため、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度、または放射性同位元素によって汚染された物の表面の放射性同位元素の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める管理区域に係る値を超えるか、または超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物により区画するほか、標識を設けることにより、明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、管理区域の設定または解除を行う場合には、所長の承認を受ける。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域の基準に該当しないことを確認する。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、管理区域の設定または解除を行った場合には、その旨を所内に周知する。</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第14条 放射線・化学管理課長は、管理区域を必要に応じ次のとおり区分する。</p> <p>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるか、または超えるおそれのある区域</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第15条 所長は、あらかじめ管理区域への立入許可に係る手順を定めなければならない。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、前項に定める手順により許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 出入りに際しては出入管理室を通ること。</p> <p>(2) 所定の放射線測定器を装着すること。 ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 指定された被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合、または放射線・化学管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 退出に際しては、汚染の検査を行うこと。 この検査により表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超える汚染が発見</p>	(変更なし)	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>された場合には、除染等必要な措置を講じること。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域を退出する者についてはこの限りではない。</p> <p>(5) 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所においては、飲食および喫煙を行わないこと。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、前項に定める遵守状況を監視させるため、常時出入口に監視員をおくものとする。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、物品の搬出入のため必要ある場合は、一時的に出入管理室以外の出入口を使用させることができる。</p> <p>ただし、この場合に設けた出入口は、使用後直ちに閉鎖、施錠等をしなければならない。</p> <p>6 施設防護課長は、出入管理室以外の管理区域に通じる出入口には、閉鎖、施錠等人がみだりに立ち入らないようにするための措置を講じなければならない。</p> <p>(放射性同位元素等の移動)</p> <p>第16条 各課長は、管理区域内で放射性同位元素等を移動する場合は、放射線・化学管理課長の指示を受けるものとする。</p> <p>ただし、定常業務に係るものであって、放射線・化学管理課長が承認したものを移動する場合はこの限りではない。</p> <p>2 各課長は、放射性同位元素等を管理区域外に移動する場合は、第3項の内容について放射線・化学管理課長の確認を受けるとともに、法令に定める技術上の基準に適合する措置を講じる。</p> <p>3 前項において放射線・化学管理課長が確認しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 放射性同位元素等が、所定の運搬用容器に収納されていること。</p> <p>(2) 移動先が発電所内の場合は、運搬用容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えず、かつ線量当量率が法令に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 移動先が発電所外の場合は、運搬用容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えず、かつ線量当量率が法令に定める値を超えていないことのほか、標識をつける等法令に定める措置が講じられていること。</p> <p>(4) 運搬用容器には、施錠または閉鎖等放射性同位元素等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(5) 運搬用容器には、固定または施錠等容器をみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、物品を管理区域外に持ち出そうとする場合は、その表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて、放射線・化学管理課長の確認を受ける。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から持ち出す場合においてはこの限りではない。</p> <p>5 各課長は、第2項の放射性同位元素等を発電所外へ持ち出す場合には、主任者に報告し、所長の承認を得る。</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、放射性同位元素等を運搬する者に対して、次の事項を遵守させな</p>	(変更なし)	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>ければならない。</p> <p>(1) 運搬中の車両をやむをえず離れる場合には、ドア等を必ずロックすること。</p> <p>(2) 車両には、赤旗、信号灯等を備え付けること。</p> <p>(3) その他、車両の盜難防止のための措置を講じること。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、業務上必要としない物品の管理区域への持込み禁止の旨を、所内に周知徹底しなければならない。</p> <p>(放射性同位元素の使用)</p> <p>第17条 各課長は、放射性同位元素を使用する場合、その使用についてあらかじめ放射線・化学管理課長の承認を受ける。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、次の各号に従い放射性同位元素を使用させるものとし、各課長は、これを遵守する。</p> <p>(1) 放射性同位元素の使用は、使用施設において行うこと。</p> <p>(2) 密封された放射性同位元素を使用する場合には、その放射性同位元素を常に次に適合する状態において使用すること。</p> <p>イ 正常な使用状態においては、開封または破壊されるおそれのこと。</p> <p>ロ 放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのこと。</p> <p>(3) 放射性同位元素の使用にあたっては、遮蔽物の使用、かん子等の使用、作業時間の短縮等により、その取扱いに伴う線量をできるだけ少なくするような措置を講じること。</p> <p>(4) 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、汚染の拡大を防止するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 密封された放射性同位元素を移動させて使用する場合には、使用後直ちに異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明したときは放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。</p> <p>(6) 移動使用中および使用に係る保管中に、放射性同位元素の紛失および盜難防止のための措置が講じられていること。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、使用施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。</p> <p>4 各課長は、放射性同位元素の使用状況を記録する。</p> <p>(放射性同位元素の受入れ、払出し)</p> <p>第18条 各課長は、放射性同位元素の受入れまたは払出しを行う場合、その受入れまたは払出しについてあらかじめ放射線・化学管理課長の承認を受ける。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は前項の承認を行う場合、受入れまたは払出しを行う放射性同位元素が許可または届出の範囲内であることを、放射性同位元素等使用許可証および帳簿等を用いて確認する。</p> <p>3 各課長は、受入れまたは払出しに係る放射性同位元素の種類および数量、受入れまたは払出しの年月日を記録する。</p>	<p>(変更なし)</p>	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>(放射性同位元素の保管)</p> <p>第19条 各課長は、放射性同位元素を保管する場合、次の各号に定めるところにより保管する。</p> <p>(1) 放射性同位元素の保管は、貯蔵施設において行うこと。</p> <p>(2) 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないように放射性同位元素等 使用許可証および帳簿等を用いて貯蔵能力を確認し、貯蔵すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設内の、人が触れる物の表面汚染密度は、次の措置を講じることにより、法令に定める表面密度限度を超えないようにすること。</p> <p>イ 液体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。</p> <p>ロ 液体状または固体状の放射性同位元素を入れた容器で、亀裂、破損等の事故の生じるおそれのあるものには、受け皿、吸収材その他の施設または器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。</p> <p>(4) 密封された放射性同位元素を移動して使用した場合、その日の使用終了後には貯蔵施設において保管する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、貯蔵室および貯蔵箱に、施錠等閉鎖のための措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、定期的に保管状況の確認を行う。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性廃棄物の管理)</p> <p>第20条 所長は、放射性同位元素等で廃棄しようとする物（以下「放射性廃棄物」という。）の管理にあたっては、法令の定めるところに従い管理するとともに、発電所周辺への影響ができるだけ少なくすることに留意しなければならない。</p> <p>2 各課長は、液体状の放射性廃棄物が発生した場合は排水せず、ウエス等で吸収し、容器に封入する。</p> <p>3 各課長は、固体状の放射性廃棄物が発生した場合は、容器に封入するかまたは汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第2項および第3項の固体状の放射性廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、固体廃棄物貯蔵庫の扉、シャッター等外部に通じる部分には、施錠その他閉鎖のための措置を講じなければならない。</p> <p>6 当直長は、気体状の放射性廃棄物を廃棄する場合は、排気中の放射性同位元素の濃度が、法令に定める値を超えないようとする。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、第6項の管理のため排気中の放射性同位元素の濃度を測定する。</p>	(変更なし)	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
(放射線測定器の管理) 第21条 放射線・化学管理課長および計画課長は、放射線測定器を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。	(変更なし)	
(線量当量率等の測定、記録) 第22条 放射線・化学管理課長は、管理区域内およびその周辺における外部放射線に係る線量当量率ならびに放射性同位元素による汚染の状況の測定を、別表2に基づき実施する。 2 前項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。 3 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに放射線障害を防止するための措置を講じるとともに、その原因を調査し必要な措置を講じる。 4 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に基づき次の事項を記録し5年間保存する。 (1) 測定日時 (2) 測定箇所 (3) 測定をした者の氏名 (4) 放射線測定器の種類および型式 (5) 測定方法 (6) 測定結果	(線量当量率等の測定、記録) 第22条 放射線・化学管理課長は、管理区域内およびその周辺における外部放射線に係る線量当量率ならびに放射性同位元素による汚染の状況の測定を、別表2に基づき実施する。 2 前項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。 3 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに放射線障害を防止するための措置を講じるとともに、その原因を調査し必要な措置を講じる。 4 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果に基づき次の事項を記録し5年間保存する。 (1) 測定日時 <u>(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日)</u> (2) 測定箇所 (3) 測定をした者の氏名 <u>(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)</u> (4) 放射線測定器の種類および型式 (5) 測定方法 (6) 測定結果 <u>5 第2項の測定に用いる放射線測定器については、点検および校正を1年ごとに適切に組み合わせて行う。</u>	法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映） 法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映） 法令改正に伴う変更
(線量当量等の測定、記録) 第23条 放射線・化学管理課長は、管理区域へ立ち入る者の外部被ばくに係る線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのない者についてはこの限りではない。 (1) 胸部において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定する。ただし、その者が女子（妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。）の場合は、腹部において同様の測定を実施する。 (2) 頭部およびけい部からなる部分、胸部および上腕部からなる部分ならびに腹部および大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部および上腕部からなる部分（女子（妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。）については腹部および大たい部からなる部分）以外の部分である場合にあっては、前号による測定に加え最大となるおそれのある部分において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定する。	(線量当量等の測定、記録) 第23条 放射線・化学管理課長は、管理区域へ立ち入る者の外部被ばくに係る線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのない者についてはこの限りではない。 (1) 胸部において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定する。ただし、その者が女子（妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。）の場合は、腹部において同様の測定を実施する。 (2) 頭部およびけい部からなる部分、胸部および上腕部からなる部分ならびに腹部および大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部および上腕部からなる部分（女子（妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者を除く。）については腹部および大たい部からなる部分）以外の部分である場合にあっては、前号による測定に加え最大となるおそれのある部分において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定する。	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
(3) 手、足等末端部の線量が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部および大たい部のいずれの部位よりも大きくなるおそれのある場合は、第(1)号または第(2)号による測定に加え当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定する。ただし、中性子線についてはこの限りではない。	(3) 手、足等末端部の線量が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部および大たい部のいずれの部位よりも大きくなるおそれのある場合は、第(1)号または第(2)号による測定に加え当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定する。ただし、中性子線についてはこの限りではない。	
(4) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、 <u>第(1)号から第(3)号までの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。</u>	(4) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、 <u>第(1)号から第(3)号までの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。</u>	記載の適正化
2 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の内部被ばくによる線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、内部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。	2 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の内部被ばくによる線量を次のとおり測定する。ただし、その者が一時立入者であって、内部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない者についてはこの限りではない。	
(1) 放射性同位元素を摂取した者についてはその都度	(1) 放射性同位元素を摂取した者についてはその都度	
(2) 放射性同位元素を摂取するおそれのある場所へ立ち入る者については3月毎に1回、ただし、その者が本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子である場合は出産までの間1月毎に1回	(2) 放射性同位元素を摂取するおそれのある場所へ立ち入る者については3月毎に1回、ただし、その者が本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子である場合は出産までの間1月毎に1回	
<u>3 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の人体および人体に着用している物の表面汚染密度を測定する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合はこの限りではない。</u>	<u>3 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の人体および人体に着用している物の表面汚染密度を測定する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合はこの限りではない。</u>	記載の適正化
<u>4 第1項の測定については、測定の信頼性を確保するための措置として、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)によるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部機関に委託して行う。ただし、一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのある者について行う測定は、点検および校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行うことができる。</u>	<u>4 第1項の測定については、測定の信頼性を確保するための措置として、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)によるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部機関に委託して行う。ただし、一時立入者であって、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのある者について行う測定は、点検および校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行うことができる。</u>	法令改正に伴う変更
<u>5 第1項、第2項および第3項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。</u>	<u>5 第1項、第2項および第3項の測定は、放射線測定器を用いて行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。</u>	記載の適正化
<u>6 第2項および第3項の測定に用いる放射線測定器については、点検および校正を1年ごとに適切に組み合わせて行う。</u>	<u>6 第2項および第3項の測定に用いる放射線測定器については、点検および校正を1年ごとに適切に組み合わせて行う。</u>	法令改正に伴う変更
<u>7 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果を次の項目について4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子については出産までの間毎月1日を始期とする1月間にについて集計し記録する。</u>	<u>7 放射線・化学管理課長は、第1項の測定結果を次の項目について4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子については出産までの間毎月1日を始期とする1月間にについて集計し記録する。</u>	
(1) 測定対象者の氏名	(1) 測定対象者の氏名	
(2) 測定をした者の氏名	(2) 測定をした者の氏名 <u>(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)</u>	法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映）
(3) 放射線測定器の種類および型式	(3) 放射線測定器の種類および型式	
(4) 測定方法	(4) 測定方法	
(5) 測定部位および測定結果	(5) 測定部位および測定結果	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>6 放射線・化学管理課長は、第2項の測定結果を次の項目について測定の都度記録する。</p> <p>(1) 測定日時 (2) 測定対象者の氏名 (3) 測定をした者の氏名 (4) 放射線測定器の種類および型式 (5) 測定方法 (6) 測定結果</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、第4項の測定結果において人体表面が法令に定める表面密度限度を超えて汚染され、その汚染が容易に除去できない場合は次の事項について記録する。</p> <p>(1) 測定日時 (2) 測定対象者の氏名 (3) 測定をした者の氏名 (4) 放射線測定器の種類および型式 (5) 汚染の状況 (6) 測定方法 (7) 測定部位および測定結果</p> <p>(実効線量および等価線量の算定、記録)</p> <p>第24条 放射線・化学管理課長は、第23条の結果から、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする3月間および4月1日を始期とする1年間の実効線量および等価線量を算定する。なお、本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子についてはそれに加え、出産までの間毎月1日を始期とする1月間にについて実効線量および等価線量を算定する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、前項の結果に基づき次の事項を記録する。</p> <p>(1) 算定年月日 (2) 対象者の氏名 (3) 算定した者の氏名 (4) 算定対象期間 (5) 実効線量 (6) 等価線量および組織名</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第1項における実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定した実効線量の合計）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目を記録する。</p> <p>(1) 集計年月日</p>	<p>8 放射線・化学管理課長は、第2項の測定結果を次の項目について測定の都度記録する。</p> <p>(1) 測定日時 <u>(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日)</u> (2) 測定対象者の氏名 (3) 測定をした者の氏名 (4) 放射線測定器の種類および型式 (5) 測定方法 (6) 測定結果</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、第3項の測定結果において人体表面が法令に定める表面密度限度を超えて汚染され、その汚染が容易に除去できない場合は次の事項について記録する。</p> <p>(1) 測定日時 <u>(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日)</u> (2) 測定対象者の氏名 (3) 測定をした者の氏名 <u>(測定をした者の氏名を記録しなくとも測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)</u> (4) 放射線測定器の種類および型式 (5) 汚染の状況 (6) 測定方法 (7) 測定部位および測定結果</p> <p>(実効線量および等価線量の算定、記録)</p> <p>第24条 放射線・化学管理課長は、第23条の結果から、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする3月間および4月1日を始期とする1年間の実効線量および等価線量を算定する。なお、本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子についてはそれに加え、出産までの間毎月1日を始期とする1月間にについて実効線量および等価線量を算定する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、前項の結果に基づき次の事項を記録する。</p> <p>(1) 算定年月日 (2) 対象者の氏名 (3) 算定した者の氏名 <u>(算定をした者の氏名を記録しなくとも算定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)</u> (4) 算定対象期間 (5) 実効線量 (6) 等価線量および組織名</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第1項における実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定した実効線量の合計）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目を記録する。</p> <p>(1) 集計年月日</p>	<p>記載の適正化 法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映）</p> <p>記載の適正化 法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映） 法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映）</p> <p>法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映） 法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映）</p> <p>法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映）</p>

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>(2) 対象者の氏名 (3) 集計した者の氏名 (4) 集計対象期間 (5) 累積実効線量</p> <p>4 前項の規定は、第1項の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替える。</p> <p>(実効線量および等価線量の交付および記録の保存)</p> <p>第25条 放射線・化学管理課長は、第23条および第24条の記録の写しを記録の都度対象者に交付しなければならない。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、第23条および第24条の記録を保存する。ただし、当該記録の対象者が放射線業務従事者でなくなった場合または当該記録を5年以上保存した場合において、これを（公財）放射線影響協会へ引き渡すときは、この限りではない。</p> <p>(線量限度の管理)</p> <p>第26条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の実効線量および等価線量が、それぞれ法令に定める線量限度を超えないよう、被ばく管理上必要な措置を講じる。</p> <p>(線量限度を超えた場合の措置)</p> <p>第27条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者の実効線量または等価線量が、法令に定める線量限度を超えた場合、または超えたおそれがある場合は、総務課長の協力を得て、第28条第2項に基づき健康診断を実施するほか、第28条第6項に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第28条 総務課長は、放射線業務従業者に対して放射線障害を防止するため、次の頻度で健康診断を行わなければならない。</p> <p>(1) その者が初めて管理区域に立ち入る前 (2) 前号に定める者が管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに1回</p> <p>2 総務課長は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく健康診断を行う。</p> <p>(1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、または経口摂取した場合 (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染が容易に除去できない場合 (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、または汚染されたおそれがある場合 (4) 実効線量または等価線量が、法令に定める線量限度を超えた場合、または超えたおそれがある場合</p>	<p>(2) 対象者の氏名 (3) 集計した者の氏名 <u>(集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)</u> (4) 集計対象期間 (5) 累積実効線量</p> <p>4 前項の規定は、第1項の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替える。</p> <p>(変更なし)</p>	<p>法令改正に伴う変更（規制緩和事項の反映）</p> <p>記載の適正化</p>

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>3 健康診断の実施方法および項目は別表3のとおりとする。</p> <p>4 総務課長は、健康診断の結果について次の事項を記録するとともに、記録の写しを健康診断を受けた者に交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施年月日 (2) 対象者の氏名 (3) 健康診断を行った医師名 (4) 健康診断の結果 (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置 <p>5 総務課長は、前項の記録を保存する。ただし、当該記録の対象者が放射線業務従事者でなくなった場合または当該記録を5年以上保存した場合において、これを（公財）放射線影響協会へ引き渡すときは、この限りでない。</p> <p>6 総務課長は、放射線障害を受けた者および受けたおそれがある者に対しては医師による診断、管理区域への立入制限等の措置を講じ、必要な保健指導を行う。</p> <p>(放射線施設の維持および管理)</p> <p>第29条 所長は、別表4に基づき定期的な点検に関する実施計画を定める。</p> <p>2 各課長は、前項の実施計画に基づき点検を実施する。</p> <p>3 各課長は、その所管する放射線施設について前項の点検を終了したときは、その結果を必要に応じ所長に報告するとともに、主任者および関係課長に通知する。</p> <p>4 各課長は、放射線施設に異常を認めた場合は、関係課長と協議の上必要な保修等を行い、正常な状態に復帰させる。</p> <p>5 各課長は、前項の保修等が終了したときは、当該施設の点検を行い、正常に復帰したことを確認し、主任者および関係課長に通知する。</p> <p>(地震、火災その他の災害が起こったときの措置)</p> <p>第30条 大規模自然災害（最寄りの気象庁震度観測点〔湊浦〕で震度5強以上の地震、または伊方町における風水害による家屋全壊。以下本項において同じ。）が起こったときは、次の各号に定める措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各課長は、大規模自然災害が起こったときは、放射線・化学管理課長および機械計画第一課長に連絡する。 (2) 放射線・化学管理課長は、大規模自然災害が起こったとき、または前号の連絡を受けた場合は、その旨を所長に報告するとともに、主任者に通知する。 (3) 放射線・化学管理課長および機械計画第一課長は、大規模自然災害が起こったとき、または第(1)号の連絡を受けた場合は、別表4に定める点検項目について可能な限り速やかに点検を行い、その結果を所長に報告するとともに主任者に通知する。 <p>2 管理区域等における火災（管理区域における火災、または発電所内の管理区域外において管理区域、発電所内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある火災。以下本項において同じ。）が起こったときは、次の各号に定める措置を講じる。</p>	(変更なし)	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>(1) 管理区域等における火災発生の通知を受けた当直長は、放射線・化学管理課長および機械計画第一課長に連絡する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理課長は、管理区域等における火災が起こったとき、または前号の連絡を受けた場合は、その旨を所長に報告するとともに、主任者に通知する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理課長および機械計画第一課長は、第(1)号の連絡を受けた場合は、別表4の点検項目のうち火災の発生および延焼する可能性のある設備に関する項目について点検を行い、その結果を所長に報告するとともに主任者に通知する。</p> <p>(4) 所長は、第(1)号の事態が発生した場合、直ちにその旨を原子力規制委員会へ通報する。</p> <p>3 所長は、第1項第(3)号および第2項第(3)号の点検結果について第32条に該当する異常がある場合、その旨を原子力規制委員会へ通報する。</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第31条 所長は、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、直ちに次の各号に定める応急の措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線施設に火災が起り、またはこれらの施設に延焼するおそれがある場合には、消火または延焼の防止に努めること。</p> <p>(2) 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者および付近にいる者に避難するよう警告すること。</p> <p>(3) 放射線障害を受けた者または受けたおそれがある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講じること。</p> <p>(4) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、すみやかにその広がりの防止および除去を行うこと。</p> <p>(5) 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄張り、標識等を設け、かつ監視員をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>(6) その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。</p> <p>2 各課長は、前項各号の緊急作業を行う場合には、遮蔽具、かん子または保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくするように努める。</p> <p>なお、緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については妊娠不能と診断された者および使用者等に妊娠の意思のない旨を書面にて申し出た者に限る）の線量限度は、法令に定める緊急作業に係わる線量限度とする。</p> <p>3 所長は、法令に定める線量限度の範囲で緊急作業を行うため必要な要員を確保する。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、緊急作業に従事する放射線業務従事者の被ばく線量を集計し線量限度を超えないよう管理する。</p> <p>5 総務課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対する医師の診断、必要な保健指導等の措置を行う。</p>	(変更なし)	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>(応急の措置)</p> <p>第31条の2 所長は、第31条第1項の応急の措置を講じるため、次の事項を「伊方発電所防災計画（原子力災害編）」および「伊方発電所放射性同位元素管理内規」に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急の措置を講ずるものに関する職務および組織に関すること。 (2) 応急の措置を講ずるために必要な設備または資機材の整備に関すること。 (3) 応急の措置に関する手順に関すること。 (4) 応急の措置に係る訓練の実施に関すること。 (5) 警察、消防機関および医療機関その他の関係機関との連携に関すること。 <p>(報告等)</p> <p>第32条 各課長は、次の場合、その旨を所長に報告するとともに、主任者に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第31条第1項の事態が生じた場合 (2) 放射性同位元素の盗取、または所在不明が生じた場合 (3) 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度が、濃度限度を超えた場合および発電所の境界の外における空気中の放射性同位元素の濃度が濃度限度を超えた場合 (4) 排気により、発電所の境界の外における線量が、線量限度を超えた場合 (5) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいした場合 (6) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいした場合 <p>ただし、次のいずれかに該当する場合（漏えいした物が管理区域外に広がった場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備周辺に設置された漏えい拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合 ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されている場合 ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量の場合その他漏えい程度が軽微な場合（法令で定める空气中濃度限度および表面密度限度を超えない量） (7) 放射線施設内の人が常時立ち入る場所の線量が、1週間につき1ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合 (8) 発電所の境界における線量が、3月間につき250マイクロシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合 (9) 放射性同位元素等の取扱いにおける次の計画外の被ばくがあつた場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合 ロ 放射線業務従事者以外の者にあつては、0.5ミリシーベルトを超え、または超えるおそれがある場合 (10) 放射線業務従事者について、実効線量限度もしくは等価線量限度を超え、または超えるおそれのある被ばくがあつた場合 (11) その他放射線障害が発生し、または発生するおそれのある場合 	(変更なし)	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
2 所長は、前項第(1)号に定める事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、その旨を直ちに警察署または海上保安部に通報するとともに、火災を伴う場合は、所轄の消防署へ通報する。	(変更なし)	
3 所長は、第1項第(2)号の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、遅滞なくその旨を警察署または海上保安部へ届出る。		
4 所長は、第1項第(2)号から第(11)号に定める事態が発生した場合、その旨を直ちに原子力規制委員会へ報告するとともに、事業所外運搬においては、あわせて国土交通大臣へ報告する。		
5 所長は、第1項の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を発電管理部長に報告する。		
6 発電管理部長は、第5項の報告を受けた場合、第1項第(2)号から第(11)号については、その状況およびそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会へ報告するとともに、事業所外運搬においては、あわせて国土交通大臣へ報告する。		
7 所長は、第1項の事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その状況等を外部へ提供するとともに外部からの問合せに対応する。		
8 所長は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの放射線管理状況について、発電管理部長に報告する。		
9 発電管理部長は、前項の報告を受けた場合、その旨を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会へ報告する。		
(所員以外の者に対する措置)		
第33条 所長は、発電所構内に立ち入る所員以外の者に対する放射線障害の発生を防止するため、所員に対して行うものに準じて必要な措置を講じなければならない。		
(請負業者に対する放射線管理)		
第34条 所長は、管理区域内の作業を業者に請負わせる場合は、請負業者に遵守させる放射線管理上の必要事項を明確にするものとする。		
2 各課長は、第1項に定める必要事項を遵守させなければならない。		
3 放射線・化学管理課長は、管理区域内で作業する業者に対して、各課長を通じて放射線防護上の指導、助言を行わなければならない。		
4 放射線・化学管理課長は、請負業者から当該作業の担当課長を経由して、定期的および作業終了時に、放射線管理に関する報告書をすみやかに収集し、放射線管理に関する遵守状況を把握しなければならない。		
(放射線障害の防止に関する教育および訓練)		
第35条 放射線・化学管理課長は、放射線業務従事者に対して、法令および本規程の周知ならびにその他放射線障害の発生の防止について、教育および訓練を計画的に実施する。		

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>2 初めて管理区域に立ち入る前に行う教育および訓練は、別表5に定める項目と時間数とし、実施にあたっては放射性同位元素の使用の実態を踏まえ、放射線・化学管理課長が教育・訓練内容および時間数を定める。</p> <p>3 管理区域に立ち入った後の教育および訓練は、教育および訓練を行った日の翌年度の4月1日から1年以内に別表5に定める項目について実施し、実施にあたっては放射性同位元素の使用の実態を踏まえ、放射線・化学管理課長が教育・訓練内容および時間数を定める。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第2項、第3項の教育および訓練に関し十分な知識および技能を有していると認められる者に対しては、教育および訓練の一部について省略することができる。</p> <p>5 各課長は、一時立入者に対し、放射線障害の発生を防止するため必要な事項を周知させる。</p> <p>(放射線障害の防止に関する記録の作成・保存)</p> <p>第36条 放射線・化学管理課長は、次の事項を確実に記帳し、保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用する放射性同位元素の種類および数量 (2) 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法および場所 (3) 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名 (4) 放射性同位元素の受入れ、または払出し年月日およびその相手方の氏名、または名称、種類および数量 (5) 保管する放射性同位元素の種類および数量 (6) 放射性同位元素の保管の期間、方法および場所 (7) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名 (8) 発電所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法および荷受人または荷送人の氏名または名称ならびに運搬に従事する者の氏名、または運搬の委託先の氏名もしくは名称 (9) 廃棄に係る放射性同位元素の種類および数量 (10) 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法および場所 (11) 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名 (12) 第29条に定める放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果およびこれに伴う措置の内容ならびに点検を行った者の氏名 <p>(13) 第35条に定める教育および訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数ならびに当該教育および訓練を受けた者の氏名</p> <p>(14) その他の放射線障害防止上必要とする事項</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、前項の帳簿を毎年3月31日または許可の取消しの日、使用の廃止の日に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</p>	<p>(変更なし)</p> <p>(放射線障害の防止に関する記録の作成・保存)</p> <p>第36条 放射線・化学管理課長は、次の事項を確実に記帳し、保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用する放射性同位元素の種類および数量 (2) 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法および場所 (3) 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名 (4) 放射性同位元素の受入れ、または払出し年月日およびその相手方の氏名、または名称、種類および数量 (5) 保管する放射性同位元素の種類および数量 (6) 放射性同位元素の保管の期間、方法および場所 (7) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名 (8) 発電所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法および荷受人または荷送人の氏名または名称ならびに運搬に従事する者の氏名、または運搬の委託先の氏名もしくは名称 (9) 廃棄に係る放射性同位元素の種類および数量 (10) 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法および場所 (11) 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名 (12) 第29条に定める放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果およびこれに伴う措置の内容ならびに点検を行った者の氏名 <p><u>(13) 第22条第5項、第23条第4項および第23条第6項に定める放射線測定器の点検または校正の年月日、放射線測定器の種類および型式、方法、結果およびこれに伴う措置の内容ならびに点検を行った者の氏名（点検または校正を行った者の氏名を記載しなくとも点検または校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）</u></p> <p><u>(14) 第23条第4項に定める測定の信頼性を確保するための措置の内容</u></p> <p><u>(15) 第35条に定める教育および訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数ならびに当該教育および訓練を受けた者の氏名</u></p> <p><u>(16) その他の放射線障害防止上必要とする事項</u></p> <p>2 放射線・化学管理課長は、前項の帳簿を毎年3月31日または許可の取消しの日、使用の廃止の日に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>(その他盜難予防に対する措置)</p> <p>第37条 所長は、各課長および主任者と協議のうえ次の事項を定め、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 守衛所における退所者および車両等のチェックに関すること。 (2) 各課長の分掌業務に関連する場所の鍵の保管に関すること。 (3) 放射性同位元素の使用施設および貯蔵施設等のパトロール等に関すること。 (4) その他盜難防止に関すること。 	<p>(変更なし)</p>	
<p>(放射線障害の防止に関する業務の改善)</p> <p>第38条 所長および各課長は、放射性同位元素等を取り扱うにあたり、個々の放射線障害の防止に関する業務を体系的に実施するため、次の各号の定めるところにより、必要な計画、実施、評価および継続的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 所長は、放射線障害の防止に係る方針を定める。 (2) 各課長は、所長が定めた方針に基づき、関係課長と協議の上、年度初めに計画を策定し、所長まで報告する。 (3) 各課長は、第(2)号で定める計画の周知徹底と確実な実施に努める。 (4) 所長は、第(2)号で定める計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じ見直しを行う。 		

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
別 表	(変更なし)	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考
<p>別表1. 組織（第4条関係）</p> <pre> graph TD Director[所長] --- QA[品質保証部長] Director --- GA[総務広報部長] Director --- SA[安全管理部長] Director --- Production[発電部長] Director --- QA --- QAQC[定検検査課長] Director --- GA --- GAQC[総務課長] Director --- SA --- RCM[放射線・化学管理課長] Director --- SA --- SFG[施設防護課長] Director --- Production --- POC[発電課長] Director --- Production --- DCI[発電課当直長] Director --- PM[保修部長] Director --- PM --- BSC[保修統括課長] Director --- PM --- MPC1[機械計画第一課長] Director --- PM --- EPC[電気計画課長] Director --- PM --- APC[計装計画課長] Director --- PM --- SRWT[設備改良工事課長] Director --- TMB[土木建築部長] Director --- TMB --- TMBSC[土木建築保守課長] QA --- QAQC GA --- GAQC SA --- RCM SA --- SFG Production --- POC Production --- DCI PM --- BSC PM --- MPC1 PM --- EPC PM --- APC PM --- SRWT TMB --- TMBSC </pre> <p>(変更なし)</p>		

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 正 前			改 正 後	備 考
別表2. 管理区域およびその周辺の外部放射線に係る線量当量率および汚染状況の測定(第22条関係)			(変更なし)	
項目	場 所	測 定 頻 度		
線量	使 用 施 設			
量 ま 線	貯 藏 施 設			
当 た 量	廃 棄 施 設	1回／月		
量 は 当	管 理 区 域 境 界 付 近			
率 量	敷 地 境 界 付 近			
汚 染 状 況	作 業 室			
	汚 染 檢 查 室	1回／月		
	管 理 区 域 境 界 付 近			
	排 気 口	放出の都度		

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 正 前		改 正 後	備 考
		(変更なし)	
別表3. 健康診断の方法・項目(第28条関係)			
方 法	項 目	備 考	
問 診	(1) 放射線被ばく歴の有無 (2) 被ばく歴を有する者については作業の場所・内容・期間・線量・放射線障害の有無その他の放射線による被ばく状況	_____	
検査または検診	(1) 末しょう血液中の血色素量またはヘマトクリット値・赤血球数・白血球数および白血球百分率 (2) 皮膚 (3) 眼	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に立ち入る前の健康診断における(3)の項目は、医師が必要と認める場合に限る。 ・管理区域に立ち入った後の健康診断における(1)～(3)の部位または項目は、医師が必要と認める場合に限る。 	

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 正 前				改 正 後	備 考
別表4. 放射線施設の定期的な点検等(第29条、第30条関係)					
点 檢 項 目	点 檢 細 目 等	実 施 者	点検頻度		
1. 共通項目 (1)床、壁等の構造 (2)遮蔽物の状況	・破損、亀裂等の状況 ・破損、欠落等の状況	放射線・化学管理課長			
2. 管理区域 (1)区画および閉鎖設備 (2)標識	・区画物の設置および破損状況 ・出入口扉の施錠状況 ・「管理区域」標識の設置、破損、褪色の状況	放射線・化学管理課長			
3. 非密封放射性同位元素取扱施設 (1)フード (2)洗浄装置 (3)汚染除去機材および更衣設備 (4)放射線測定器 (5)標識	・フードの機能等の状況 ・設置および給排水の状況 ・設置の状況 ・設置および動作の状況 ・「放射性同位元素使用室」、「汚染検査室」標識の設置、破損、褪色の状況	放射線・化学管理課長	2回／年		
4. 密封放射性同位元素取扱施設 (1)自動表示装置 (2)標識	・動作状況 ・「放射同位元素使用室」標識の設置、破損、褪色の状況	放射線・化学管理課長			
5. 貯蔵施設 (1)貯蔵室 (2)貯蔵箱、貯蔵容器 (3)放射性同位元素保管量 (4)閉鎖設備 (5)標識	・開口部(扉、換気口等)の甲種防火戸、扉の施錠の状況 ・貯蔵箱、貯蔵容器の機能等の状況 ・種類、数量の状況 ・出入口扉の施錠状況 ・「貯蔵箱」等標識の設置、破損、褪色の状況	放射線・化学管理課長			
6. 廃棄施設 (1)排気設備 (2)保管廃棄設備 (3)標識	・排風機、排気浄化装置および排気筒等の機能等の状況 ・廃棄物の保管状況 ・「排気設備」、「保管廃棄設備」標識の設置、破損、褪色の状況	放射線・化学管理課長 機械計画第一課長			

「伊方発電所放射線障害予防規程」の改正前・後の比較表

改 �正 前	改 正 後	備 考										
<p>別表5. 教育および訓練(第35条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>時 間 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射線の人体に与える影響</td><td>30分以上</td></tr> <tr> <td>(2) 放射性同位元素等の安全取扱</td><td>1時間以上</td></tr> <tr> <td>(3) 放射線障害防止に関する法令および放射線 障害予防規程</td><td>30分以上</td></tr> <tr> <td>(4) その他放射線障害防止に関して必要な事項</td><td>必要に応じ</td></tr> </tbody> </table>	項 目	時 間 数	(1) 放射線の人体に与える影響	30分以上	(2) 放射性同位元素等の安全取扱	1時間以上	(3) 放射線障害防止に関する法令および放射線 障害予防規程	30分以上	(4) その他放射線障害防止に関して必要な事項	必要に応じ	(変更なし)	
項 目	時 間 数											
(1) 放射線の人体に与える影響	30分以上											
(2) 放射性同位元素等の安全取扱	1時間以上											
(3) 放射線障害防止に関する法令および放射線 障害予防規程	30分以上											
(4) その他放射線障害防止に関して必要な事項	必要に応じ											